



育児支援ヘルパー

単胎児家庭の利用回数が
変わります



単胎児家庭について、令和3年4月1日から

お子様1人につき6回までご利用いただけます。

※ご利用期間は、対象のお子様の1歳誕生日前日までです。

※令和3年3月31日までに育児支援ヘルパー事業を利用されたことのある方は、6回からすでに利用した回数を引いた回数をご利用いただけます。



お問い合わせ先

立川市子ども家庭支援センター

住所：立川市錦町3-2-26

電話：042-528-6871